

会員通知 第102号
平成17年 3月24日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊 藤 義 郎

「定額会費の額」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定額会費の額」を一部改正し、平成17年4月1日から施行しますので、御通知いたします。

改正の概要は、以下のとおりです。

現行の定額会費の額は、会員の資本金の額に応じて、資本金10億円未満の会員は月額5万円、10億円以上100億円未満の会員は月額6万円、100億円以上の会員は月額7万5千円となっているが、これをそれぞれ、資本金10億円未満の会員は月額13万円、10億円以上100億円未満の会員は月額15万6千円、100億円以上の会員は月額19万5千円に改定するものとする。

以 上

定額会費の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第15条第2項の規定に基づく定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</p> <p>1. 正会員</p> <p>資本の額が10億円未満の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>13万円</u></p> <p> " 10億円以上100億円未満の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>15万6千円</u></p> <p> " 100億円以上の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>19万5千円</u></p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>定款第15条第2項の規定に基づく定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</p> <p>1. 正会員</p> <p>資本の額が10億円未満の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>5万円</u></p> <p> " 10億円以上100億円未満の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>6万円</u></p> <p> " 100億円以上の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>7万5千円</u></p> <p>2. (略)</p>